○防衛省令第五号

防衛省組織令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第八十六号）の施行に伴い、並びに防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十六条第六項、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十条の二第二項、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条の二第二項、防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）第百六十九条、第二百十六条第三項及び第二百十八条第二項、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第五条、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第三条第十一項並びに行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、自衛隊法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

防衛大臣　岩屋　毅

自衛隊法施行規則等の一部を改正する省令

（自衛隊法施行規則の一部改正）

第一条　自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（表彰の様式） **第四条**　［略］ 2　［略］ 3　第一級防衛功労章、第二級防衛功労章、第三級防衛功労章、第四級防衛功労章、第五級防衛功労章、第一級部隊功績貢献章及び精勤章の形状及び制式は、防衛大臣の定めるところによる。 （防衛功労章及び部隊功績貢献章の着用等） **第六条**　特別防衛功労章、第一級防衛功労章、第二級防衛功労章、第三級防衛功労章、第四級防衛功労章若しくは第五級防衛功労章（以下「防衛功労章」という。）又は特別部隊功績貢献章若しくは第一級部隊功績貢献章（以下「部隊功績貢献章」という。）は、終身これを保有することができる。その遺族は、これを保存することができる。 2～4　［略］ （防衛功労章等の着用停止） **第八条**　［略］ 2　第一級防衛功労章、第二級防衛功労章、第三級防衛功労章、第四級防衛功労章若しくは第五級防衛功労章を授与された隊員、第一級部隊功績貢献章を授与された隊員又は精勤章を授与された隊員が、懲戒処分（懲戒免職の場合を除く。）を受けたときは、防衛大臣の定めるところにより、その着用を停止することができる。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（表彰の様式） **第四条**　［同上］ 2　［同上］ 3　第一級防衛功労章、第二級防衛功労章、第三級防衛功労章、第一級部隊功績貢献章及び精勤章の形状及び制式は、防衛大臣の定めるところによる。 （防衛功労章及び部隊功績貢献章の着用等） **第六条**　特別防衛功労章、第一級防衛功労章、第二級防衛功労章若しくは第三級防衛功労章（以下「防衛功労章」という。）又は特別部隊功績貢献章若しくは第一級部隊功績貢献章（以下「部隊功績貢献章」という。）は、終身これを保有することができる。その遺族は、これを保存することができる。 2～4　［同上］ （防衛功労章等の着用停止） **第八条**　［同上］ 2　第一級防衛功労章、第二級防衛功労章若しくは第三級防衛功労章を授与された隊員、第一級部隊功績貢献章を授与された隊員又は精勤章を授与された隊員が、懲戒処分（懲戒免職の場合を除く。）を受けたときは、防衛大臣の定めるところにより、その着用を停止することができる。 備考　表中の［　］の記載は注記である。

（指定職俸給表の適用を受ける書記官その他の官職及びこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令の一部改正）

第二条　指定職俸給表の適用を受ける書記官その他の官職及びこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令（昭和三十九年総理府令第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第三条第十一項の防衛省令で定める官職並びに第四条第一項及び第二項の防衛省令で定める官職は、官房長、防衛研究所長、自衛隊中央病院長及び次に掲げる官職のうち防衛大臣が定める官職とする。 一　［略］ 二　局次長、政策立案総括審議官、衛生監、施設監、報道官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官及び防衛省本省の審議官 三～十　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	［同上］ 一　［同上］ 二　局次長、政策立案総括審議官、衛生監、施設監、報道官、サイバーセキュリティ・情報化審議官及び防衛省本省の審議官 三～十　［同上］